

高校入学機会の配分と選抜過程の「市場化」

—埼玉県入試改革のゲーム理論的考察—

学校開発政策コース 澤 里 翼

Despite banishing mass marketed tests from common schools in 1990s many students still participate in them at their own expense in Saitama. Although the loss of mass tests made the career guidance in common schools difficult, the vendor of the tests continues to make many people cooperate for reconciliation of interests before the entrance examinations of private school. According to the analysis based on the game theory this is because education as a positional good encourages people to cooperate. In conclusion marketization of distribution of education not only as a public good but also as a positional good can cause social injustice and inequality.

目 次

第1章 はじめに

第2章 選抜過程の「市場化」

第1項 業者テストの存続

第2項 存続の背景

第3章 高校入学者選抜と教育政策

第1項 「市場の失敗」によるアプローチ

第2項 高校入学機会の配分

第4章 適正な配分は可能か

第1章 はじめに

1990年代から着々と進行している生徒数の減少は、結果として、高校入学者選抜の意味を大きく変えてきている。すなわち、露骨な言い方をすれば、量的な意味での教育の供給が飽和状態を過ぎ去り、いまや統廃合や定員を減らす措置をとらない限り多くの学校で定員割れが常態化する中で、なお選抜が行われている。他方で進行しているのが、教育の市場化、つまり私的セクターによる教育の配分である。90年代入試改革のひとつ重要な契機となった業者テストの中学校からの「追放」にもかかわらず、選抜における学習塾や業者テストの重要性は小さくなつたようにはみえない。

それに対してこれまで選抜を対象とした教育学研究の多くは、1990年代前半までを対象とするものであり、教育という限りある資源を求める個人間の競争における公正のあり方を問うものであった。こうした研究では、学歴の取得競争はゼロサムゲームであるとの指摘

がされることが多く¹⁾、選抜において生じる問題の多くをそうした教育の性質とその供給不足に帰してきた面があるのでないだろうか。

そこで本稿では埼玉県の入試改革を題材として高校入学機会の配分のルールを問い合わせたい。具体的には選抜過程の「市場化」の問題を地位財の議論に位置づけることで、「地位財」の配分における集合的行為の意義を明確化し、業者テスト追放後の個人間の「協力」がなぜ可能であったのかを明らかにする。

この問い合わせるために、本稿では二つの前提を置く。

第一の前提是、本稿では教育を配分可能な「財(good)」とみなすことである。そもそも教育の配分論はこうした見方を前提としており、どのような配分方法がどのような帰結をもたらすのかはその財の性質と関わっている。Horace Mann が教育を「公共財」であるとして公立学校への公的助成を訴えたことは有名であり、その後も教育が「公共財」であるとの主張はしばしばなされる²⁾が、他方では教育が Paul Samuelson の言う純粋公共財³⁾としての性質を持たないことを指摘して教育の私的財としての性質を強調する者も多い。しかし言うまでもなく、19世紀の Mann の時代には経済学における公共財の理論は確立されておらず、ここでの「公共財」は Adam Smith による public good すなわち文字通りの公共の財としての「公共財」であったと考えるのが妥当であろう。この古典的な公共財の概念は、外部便益が高いために政府が温情主義的に支給している財として Musgrave の価値財⁴⁾の概念に引き継がれているという⁵⁾。さらに1970年代には、Fred Hirsch が絶

対的な価値よりも相対的な価値が重視される財として地位財(*positional goods*)という概念を用いている。Hirsh は社会的に希少な財を求める競争の緩和のためのスクリーニングの手段として教育を位置づけ、こうした競争がゼロサムゲームであるとし⁶⁾、その後、教育の地位財としての側面が注目されることになった⁷⁾。さらに近年では Adam Swift が教育には地位的な側面と本質的な側面の双方があることを指摘し、平等の観点からすれば、前者では20:20よりも20:50の方が好ましいとは限らないと論じている⁸⁾。ところが、冒頭で述べたように、学校教育がどれほど本質的な側面を持つかに関わらず、高校入学機会はゼロサムゲームの結果として、すなわち地位的な側面を強く持つ財であるとして考えられてきたのであった。本稿は直接に適切な財の配分のあり方を論じるのではなく、高校入学機会という財の性質とその獲得をめぐる人々の行動を説明することにより教育の配分論に一石を投じようとするものである。

第二に、本稿では意思決定において限定的な合理性が働くことを前提とする。周知のように、近代経済学において個人は期待される効用(利益)を最大化するために合理的な決定をすることが仮定されてきた。それに対して Herbert Simon は多くの企業の観察結果から決定の合理性が限定的なものであることを指摘し⁹⁾、意思決定が「最適化」ではなく、希求水準の「満足化」によって行われることを主張している¹⁰⁾。Simon の主張は実証的に多くの裏づけがなされ、合理的選択論に対する重要な批判となってきた。

こうした意味での合理性の限界は選抜をめぐる意思決定の説明においても、重要な意義を持っている。選抜において、個人は限定された情報のもとで決定を行わなければならないからである。例えば、どの学校を受験するかを考えるとき、競争相手となる他の受験生がどの学校を受験するのかははっきりわかっているわけではない。また、その学校でどのような教育を受けることができるか、それらに対して他者がどのような選好を持っているのかも明らかではあるまい。

本稿でゲーム理論を用いるのは、この分野で1980年代以後、限られた情報をもとにした意思決定の研究が進められてきたからである¹¹⁾。そこでは、あるプレイヤーの意思決定の時点では他の行動やゲームの状態がわからない状態(情報の不完全)やゲームのしくみや互いの利得がわからない状態(情報の不完備)を取り扱うことができる。本稿では、ゲームの均衡を導出するために、人々が期待される利得の高いものを選択する、

という合理的選択論のごく基本的な姿勢は維持しつつ、その選択が不完全・不完備の情報によって枠付けられているという意味で限定的な合理性を前提とする。

このような問題意識と前提を踏まえて、以下のように議論を進めていく。まず、埼玉県において1990年代入試改革以後に生じた、いわば、選抜過程の「市場化」の状況を概観する。ここで言う「市場化」とは、単に選抜が個人の選択と責任において行われるようになったということではなく、それらが自発的に「協力」し、組織化していくことである。埼玉県では入試改革を契機として、高校入学機会の配分における利己的な選択そのものへの公的な統制が後退し、それに代わって私的選択を組織化する動きが表面化してきた。

次に選抜過程の「市場化」が、高校入学機会という財の配分においてどのような意味を持っているのかをイギリスの教育学者による地位財の獲得競争をめぐる論争を手がかりに明らかにしていく。一方の Christopher Winch はゲーム理論の枠組みを用いて、公教育における政府の役割を強調しており、他方の James Tooley はそのゲーム理論の枠組みの解釈の誤りを指摘している。ここでは、公教育の政府の関与の是非を問う上で、公教育による利益の配分がどのようなものであるのかが重要な問題となっている。

さいごに、ゲーム理論による配分のモデル化によって、このような地位財の公的配分の形態の変化が、教育という財の配分の効率性や公正さにどのような影響をもたらすのかという問題に言及し、選抜政策を分析する上での教育学の理論的課題について考察する。

第2章 選抜過程の「市場化」

第1項 業者テストの存続

周知の通り、業者テスト廃止の急先鋒となったのが、埼玉県の公立高校入試改革であった。ところが、埼玉県においては、制度としては業者テストが公教育の場から姿を消したもの、実質としては私立高校受験における業者テストの影響は縮小することはなかった。むしろ、一回4000円ほどする業者テストを数多く受験することが、私立学校を受験するうえでの必須条件であるとの認識が広がっている。

埼玉県の竹内克好教育長が全国に先駆けて入学者選抜の改善の方針を打ち出し、学校が業者テストに関わることや、偏差値や公の学力テストのデータを利用した進路指導の一切が禁止されたのは1992年(平成4年)10月のことであった。1997年(平成9年)を最後に、

事前相談から名称を変えて存続していた「入試相談」及び中学校長会の実施していたものを含むすべての「公的テスト」が自粛された¹²⁾。さらに、1998年(平成10年)度の入試からは、中学校と私立高校との「入試相談」が廃止され、合格についての保証である「確約」を受けた上で受験を中学校が斡旋することができなくなっていた。

ところが、こうした政策は結果として進路指導、特に私立高校受験における学習塾の役割を拡大させることになった。業者テストの結果を用いた私立高校との「入試相談」は、中学校の教員が離脱した後も、学習塾によって担われたからである。

私立高校の入試相談会というのは、それまでは教師が行っていたのですが、今度は保護者が行くことになりました。禁止されたはずの偏差値を使っての、まずこのままなら合格でしょう、頑張ってくださいという確約行為は、依然として今年度も、確かにきちんと、そして保護者に対して公然と行われています。塾の先生が、塾のテストの偏差値で入試相談、確約行為をするようになりました。その先生は熱心な先生と、保護者に頼られているようです。¹³⁾

「大丈夫でしょう」「ぜひ来てください」は、保護者に確約を告げる際の常套句である。しかし、その事実は広く保護者に知られているわけではなく、安全な受験を望む保護者は確約があるにもかかわらずそれを知らずにいくつかの私立学校を受験することになる。まして「もう一度来てください」「あと少しですね」と言われた場合に、どの程度の成績向上が必要なのかは多くの場合相談に来た保護者には告げられないものである。

こうした表現を使うのは、文部省や県教育委員会が業者テストを選抜に利用することに対して否定的な見解を示していたこと¹⁴⁾、また、確約の基準となっている偏差値の値が市販の受験案内に載っているものに比べて低く設定されていることがあるためである。業者テストの成績と調査書の点数を含めた正確な基準を知っているのは、一部の保護者や私立高校とつきあいのある学習塾に限られる。学習塾は当該高校の受験者数の事前通知や確保の見返りにこうした情報の提供を受けており、なかには塾独自の推薦枠を持っている場合もあるとされる¹⁵⁾。

第2項 存続の背景

確約の最も重要な規準となっているのは埼玉県で広く行われている北辰テストであり、平成17年度埼玉県内中学校卒業者数63,983名¹⁶⁾のうちの91.7%に及ぶ58,716名に、少なくとも一度は受験されているという¹⁷⁾。こうした事態は、業者テストが廃止された当時においても指摘されていた¹⁸⁾。にもかかわらず、業者テストが中学校から「追放」されたことは、当時埼玉県でほぼ100%のシェアをもっていた北辰図書に少なからぬショックを与えたようである。

代表取締役会長の桑折吉家氏からのインタビュー¹⁹⁾によれば、当時、北辰図書は存続の危機に立っていた。中学校からの追放により北辰図書は学校対象の事業を失うことになり、多くのマスコミが押し寄せるなかで社員のほぼ半数が辞めていったのだという。北辰図書はそれまで一切の交際を控えていた私立学校に会場を、塾や書店に申し込みの窓口を求めるようになった。その結果、当時の私立学校協会会長や県内で有力な学校法人が会場提供の方針を決めたことで、多くの私立学校の協力を得ることができた。塾業界は、一律料金、一斉実施、同一条件にこだわる北辰図書に対して当初様子見的な態度であったが、県内大手の数社が次第に態度を変えたことから業者テスト追放後の翌年10月にはほぼ全ての塾でのテストの受付が可能になったのだという。

こうした経緯から、学習塾は位置づけのうえで中学校と同等の扱いを受けることになった。すなわち、学習塾から申し込みのあった生徒の成績資料は学習塾に送られ、学習塾はその資料をもとに生徒への進路指導や私立学校への推薦を行うことができたのである。こうした方法は個人情報保護法の制定により一時中断されたものの、入塾時にあらかじめ保護者の同意を得ることにより現在も基本的に維持されている。

さらに学習塾では、保護者・生徒と私立学校との事前相談の場を提供することで、進路指導における実質的主導権を握ることとなった。こうした私立学校と学習塾との関係は、中学校が私立高校に対する進路指導から撤退していくなかで、近隣の都県や中学校入試にも波及しつつあるという²⁰⁾。このことは、上述のように埼玉県議会や教育委員会において入学試験の公正さの点から問題視されているものの、その主体が私立高校だけでなくテスト業者や学習塾に及んでいるために、直接的な手立てがなされにくいのが現状である。

第3章 高校入学者選抜と教育政策

第1項 「市場の失敗」によるアプローチ

経済学の見方を援用すれば、ここには少なくとも私立高校入学機会の供給における「市場の失敗」が見られる。すなわち、試験の規模の経済性²¹⁾、信頼性の問題や歴史的経緯によって、非競争的な独占的市場が形成されたと考えられるのである。さらに成績の分布についての情報がそれまでほぼ母集団の全体を把握していた北辰図書に集中していた状況から業者間の競争が妨げられていたという指摘も可能である。しかしこうした説明は、北辰テストの存続を裏付けるものではあっても、その弊害が必ずしも明らかでない以上、あくまで問題の示唆に留まらざるをえない。高校入学機会の配分における公的役割を解明するには、異なる視点からのアプローチが必要だろう。

結局のところ業者テストの「追放」という政策の後に見られたのは、高等学校入学者選抜における、中学校の進路指導の影響力の後退と、生徒・保護者の意思決定の重要さの拡大、そしてそれを支援するものとしての学習塾の台頭である。これは中学校任せでなく生徒・保護者の主体的な選択を促すという点では当初の政策目標に合致するものであったとも言える²²⁾のであり、一連の改革は必ずしも事態が悪化したことを示すものではない。

第2項 高校入学機会の配分

ではこのような選抜過程の「市場化」は、高校入学機会という地位財の配分においてどのような意味を持っていると考えられるのだろうか。その問い合わせるために、まず、地位財の配分において集合的行為がどのような意味を持っているかを明らかにしたい。

1. Winch-Tooley論争

イギリスの教育哲学者Winchは、以下のような表を用いて、地位財としての教育の配分においてはある子どもの教育が他の子どもの教育の利得を減少させるという問題に言及している。この表では各項の左側がchild1の利得、右側がchild2の利得を示しているが、教育は地位財であるために、他方が教育を受けずに自分のみが教育を受ける場合に利得が最も高くなるのだという。しかし、この場合、両者が協力して教育を受けることが互いの利得につながるというのがWinchの主張であった。

表1 教育の配分

		Child 2	
		Educate	Don't educate
Child 1	Educate	200, 200	300, -300
	Don't educate	-300, 300	0, 0

出典：Winch, C *Quality and Education*, Oxford, Blackwell, 1996年, 107頁, 表6。

新自由主義的教育改革を積極的に擁護してきたTooleyは、同表を用いて、それぞれの個人が利己的な選択(この場合にはeducate)をすることによって、国家がなんら干渉をしなくても、効率的な結果がもたらされることを示している。たしかにこの場合、どちらの子どもにとっても、相手の出方に関わらずeducateを選択する方が合理的であり、両者が利己的であったとしても望ましい解が得られるというのがゲーム論における一般的な見方であろう²³⁾。

これに対するWinchの反批判は、第一に市場が教育のもうひとつの側面である公共財や準公共財の供給を可能にすることをTooleyが示していないこと、第二に複雑な社会においては自発的な協力が難しいということ、第三に、教育の供給には機会費用(教育をしなければ得られていたであろう利益)が発生するために、親は必ずしも進んで教育を供給しようとはしないということ、第四に、人々が未来の利益を現在の利益に比べ軽視しやすいということである²⁴⁾。

このうち第一の点については、教育が私的財であるとするTooleyとは立場を異にしている。筆者自身は知識や情報が非競合的な側面を持つことから教育には公共財としての側面があると考えるが、殊、地位財に関して言えば、一方の教育が他方の教育の利益を減じるという前提に立つ以上、競合性がないとは言いがたいだろう。

第二の点について、前述の想定においては社会が複雑になったとしても、利己的な選択によって協力がもたらされることは少なくとも確率的には明らかである。Winchがここで想定しているのは囚人のジレンマと言われる別種のゲームであると思われる。

表2 囚人のジレンマ的状況

		Child 2	
		Educate	Don't educate
Child 1	Educate	200, 200	-300, 300
	Don't educate	300, -300	0, 0

もし、表2のように教育が苦役であって、両者が教育すれば有益だが、自らが教育し他者が教育しなかつ

た場合に最も利得が小さくなるとすれば、互いが教育しないという共倒れの事態が成立してしまう。この場合、両者が協力して教育をすれば互いにとってよい結果が得られるのだが、複雑な社会ではこうした協力はなされにくくとされるのである。

第三、第四の点は、これと同種の問題である。教育が、苦役ほどでなくとも機会費用²⁵⁾が高く、他者だけが教育をした方がやや得になる場合には、両者が Don't educate を選ぶ以外の選択肢がすべてよりよい結果であったとしても、何を選ぶべきかは確定しなくなってしまう。

表3 チキンゲーム的状況

		Child 2	
		Educate	Don't educate
Child 1	Educate	200, 200	100, 300
	Don't educate	300, 100	0, 0

数理学者の武藤正義によれば、このような場合に他人と自己との差の最大化を目指す戦略—これを武藤は「競争主義」と呼ぶ—を両者が用いると、非効率な結果がもたらされることを指摘している。表4は Child1 の利得から Child2 の利得を差し引いて作成したものであるが、表3の状態では必ずしも選択されない Don't educate が両者によって選択されることがわかる²⁶⁾。

表4 競争主義

		Child 2	
		Educate	Don't educate
Child 1	Educate	0, 0	-200, 200
	Don't educate	200, -200	0, 0

以上のように Winch が指摘している問題は、教育を受けることが個人にとって一見合理的な選択に見えない場合に生じるものである。社会的ジレンマと呼ばれるこうした状況ではすべての人が利得を得るために、なんらかの集合的な意思決定が必要であるとされる。しかし公教育が、社会的分業・階層化に向けて人々を能力によって差異化する側面と人々の間に共通の社会的基盤を築き徳性を涵養する側面を併せ持っているとすれば、Winch が取り上げたのは後者であろう。「与る者が増加すればするほど価値が遞減する」²⁷⁾財として定義された地位財はむしろ前者をあらわす概念である。

2. 入学試験による配分の非効率

では、学歴や日本における高校入学機会といった、人々が好んで獲得しようとする財である地位財については、Tooley の言うように公的な役割は必要ないのであろうか。ところが、地位の獲得競争が非効率を招くことは多くの論者によって示唆されている²⁸⁾。

実は、便益の異なる学校間の選択を考慮に入れることで、地位財の獲得競争においても非効率をもたらす問題を指摘することができる。簡単化のために、二人の生徒と二つの学校からなる社会を想定してみよう。どちらの高校にもいかない場合の利得を0とした時、A 高校に合格すれば+4 の利得、B 高校に合格すれば+2 の利得が得られると仮定する。

まず比較のために、表5のように二人の合格が競合していない場合には、互いの選択は他者の選択に影響を及ぼさないのでそもそもゲーム理論におけるゲームの条件は満たしていないものの、二人とも A 高校を受験することによって円満な解決が得られる。

表5 競合性のない場合

		Child 2	
		A 高校	B 高校
Child 1	A 高校	4, 4	4, 2
	B 高校	2, 4	2, 2

次に、両高校の定員が一人であって、合格が競合する場合には、合格の確率が0.5となるために、表6のように、両者が同一の高校を受けた場合の利得がそれぞれ半分になる。この場合にも両者は A 高校を受験することになるが、入試をしなければどちらかの利得を高めることができるはずなので、パレート効率は達成されていない。

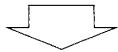
表6 入試による非効率の発生①

		Child 2	
		A 高校	B 高校
Child 1	A 高校	2, 2	4, 2
	B 高校	2, 4	1, 1

しかし、A 高校のもたらす利得が B 高校のもたらす利得の2倍を超える場合には、一見すると、効率的ではなくとも適正な結果がもたらされているように見える。しかし、このような選択によって入試を行った結果は非効率なものとなる。

表7 入試による非効率の発生②

		Child 2	
		A 高校	B 高校
Child 1	A 高校	3, 3	6, 2
	B 高校	2, 6	1, 1



		Child 2	
		A 高校	B 高校
Child 1	A 高校	6, 0	6, 2
	B 高校	2, 6	2, 0

以上のような問題は、N人状況においてはいっそう深刻化する。A高校に志望者が集中することによって合格の確率が低下し、一人あたりの利得がいっそう小さくなるためである。

3. 地位財の公的配分の意義

言うまでもなく、このように入学試験によって発生する非効率は、個人の利己的な選択を前提としている。したがって、事前の調整を行うことによってより効率的な結果をもたらすことができる。ところが、このような利害の対立を含むある種の「協力」を、互いの能力を知らない個人が行うことは集団の規模が大きくなるほど難しいのである。

かつて多くの自治体で実施されていた業者テストを利用した事前相談は、この調整のしくみを中学校に持たせるものであった。つまり、中学校がある子どもに対してA高校を、他の子どもに対してB高校を受験させることによって、限りある公立高校入学の機会を効率的に配分していたのである。もちろんこのことは必ずしも中学校による事前の調整が公正であったことを意味しない。しばしば指摘されるように、こうしたジレンマの調整のための正当化のツールとなっていたのが、業者テストによる偏差値であり、能力主義でもあったと言えよう。

逆に、業者テストの不当性が指摘されたことが重要な契機となった埼玉県の一連の入試改革では、このような中学校による事前の調整がほぼ完全に解体されていった。このことで、いわゆる「中学浪人」を生む非効率な入試を招くことが心配され、県教育委員会も受験機会の複数化や調査書の重視といった対策を講じてきたのであった。

こうした状況において学習塾が個人に提示した選択肢は暗に、例えば表8のような含意をもっていたと考えられる。すなわち、「協力」すれば、あわよくばA

高校の利得4、少なくともB高校の利得2を確保できる。逆にこのような「協力」をしなければ、不確定の合格率xで競争しなければならないどころか、すでに合格者は他の方に決まっているかもしれないですよ、と。こうして選抜過程の「市場化」は、個人間の自発的な「協力」が学習塾を通して組織化されることによって進行することになるのである。

表8 協力の誘惑($0 \leq x \leq 1$)

		成績不利	
		協力	非協力
成績有利	協力	4, 2	4, 0
	非協力	0, 4	4x, 4(1-x)

第4章 適正な配分は可能か

さて、このような埼玉県の自発的な「協力」の成立は望ましくないと言えるだろうか。手続きのうえでは、「協力」は個人の自発的な意思と負担に基づいており不当なものとはいえない。しかし、配分の結果をみるとことによって、自発的な「協力」による選抜過程の「市場化」への教育学的な立場からの批判が可能である。以下の4点を指摘して本稿の締めくくりとしたい。

第一に、「協力」の決定は個人によってなされるため、他の手段がない場合には、利害の調整は私的な調整への非協力者の間では行われないことになる。したがって、全体としては非効率な結果がもたらされているはずである。

第二に、クリームスキミングの問題がある。「協力」に必要な費用は家計から支出されるため、費用を負担できない人々はそもそも「協力」の選択肢を選ぶことができない。入学試験における事前相談は「協力」を選んだものが優先的に利益を得るしくみであるので、その費用を負担できない人々は不利な立場におかれる。

これら二点については教育学において一定の合意がなされていると見てよいだろう。選抜過程の「市場化」によって生じる全体的な不利益や不当な不利益を被る者への保障は公的な機関によって担われるべきであるし、こうした不利益が生じないためにもより不利な状況に置かれた公立高校への継続的な支援が必要である。

第三に、これはかつての中学校における事前相談にも見られたことだが、選抜過程の「市場化」された状況では公然と能力主義の部分的な解体がなされる場合がある。表8においては成績のうえで有利な者が「非協力」を選択したことによって、利得を得ることができない結果となっている。協力-協力項においては能力

による利得の配分が行われているにも関わらず、「協力」を選ぶことが能力に優先して利益の配分を受けるための規範となっている。

第四に、選抜過程の「市場化」は個人の利得関数や学校のもたらす利得を所与のものとしがちである。本稿では暗黙のうちにゲームをする二人の利得は同一のものとして扱ってきたが、多元的能力主義を理想とするならば、個人の学校に対する利得関数はできるだけ異なっていなければならない。

後の二点は教育学にとってやや難しい問題をはらんでいる。公共機関による地位財の配分が能力に応じて等しく行われるべきだとされているのに対して、自発的な「協力」による財の配分はふつう費用負担(貢献)の多寡に応じて行われる²⁹⁾。これら二つの原理はどのようななかたちで両立可能なのだろうか。あるいは別の配分のあり方がありうるのだろうか。

そして、一般に市場による配分は、政府による配分に比べ、多様性を担保すると考えられている。しかし、埼玉県の例をみると学習塾や業者テストはむしろ既存の優勢な価値尺度を(部分的には能力主義の解体を伴っていたとしても)維持する役割を果たしてきたのであり、これは主に「優秀な」生徒を求める私立学校の要求を反映したものであった。では多様性はどのような場合に担保されるのであろうか。

少なくともいえるのは、「政府」か「市場」かといった二者択一によって問題が十分に明らかになるわけではないということである。ここで指摘した問題は、政府と市場がともに存在することによって発生するものである。現代の政府と市場の交じり合う混沌とした状態では、その交錯した状態を丁寧に解きほぐし、そこから問題を読み取り解決策を探っていくことが求められている。

最後に、ゲーム理論という方法論について付言しておきたい。他の多くのモデル化の手法がそうであるように、ゲーム理論もまた、ある事象を説明するためにさまざまな要素を切り捨てるものである。このように切り捨てた要素を例えれば非対称の状況、N人の状況、というように自覚的にモデルに取り込むことができる点は、ゲーム理論の長所であると言えよう。しかし他方、教育の理想が個人の十全な発達にあるとするならば、ある個人の利得が他の個人の利得に影響するというゲーム的な状況は決して理想的なものではなく、こうした状況からぬけだすための方策はゲーム理論によって導出することは難しい。したがって、ゲーム理論を教育学に応用するうえでは、特定のモデルを所与とせず、枠組みそのものに対しても批判的に議論を吟味し

ていく必要があると言えよう。

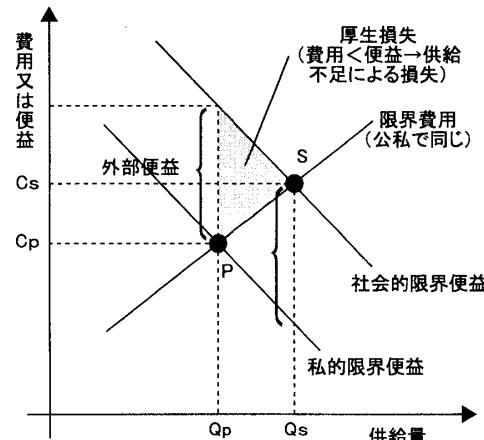
(指導教官 勝野正章先生)

*本稿は2007年8月30日慶應大学において行われた日本教育学会第66回大会発表「地位財の公的配分の意義と課題－公立高校入試制度改革を題材として」の発表用資料を、フロアのご質問やご意見を受けて加筆修正したものです。投稿に伴い、発表では「私事化」としていたものを「市場化」、「高校入学資格」を「高校入学機会」と訂正させていただきました。ご発言をいたいたみなさま、発表をお聞きくださいましたみなさまに心から感謝いたします。また、論文の内容に関わらず調査にご協力いただいた北辰図書の桑原会長にも合わせて御礼申し上げます。

注

- 1)近藤博之1993「学歴社会の新しい段階」「青少年問題」第40巻10号、6頁。ゼロサムゲームとは、どの選択肢を選んでもゲームに参加した者の利得の合計が0となるゲームのこと。
- 2)例えば、D・ラバリー 荒川訳2000「脱出不能－公共財としての公教育」藤田英典、志水宏吉編『変動社会のなかの教育・知識・権力』新曜社。
- 3)サミュエルソンの定義によれば、公共財とは「非競合性(共同消費性)」と「非排除性」を持つ財である。「非競合性」は、誰かが消費したその財を他者も消費しうるという性質のことであり、「非排除性」は、費用を負担しない者を排除しえない、という性質のことである。公共財のこうした性質はいわゆる「フリーライダー(ただ乗り)」問題を発生させるため、その配分はふつう、市場による料金の徴収ではなく、政府による税金の徴収によって賄われる。ところが教育においては、フリーライダー問題は発生しにくい。したがって、経済学においては、教育サービスは「純粋公共財」ではなく、市場によっても配分可能な「準公共財」あるいは端的に「私的財」であるとされる場合が多い。
- 4)価値財が公的に支給される理由は、外部便益を持つ財の配分における市場の失敗により説明される。下図のように、供給にかかる費用(限界費用)が公的に配分した場合と私的に配分した場合で同じであるならば、利用者のみの費用負担による需要(私的

表9 価値財の公的配分



- 限界便益)曲線との均衡 P よりも、社会全体での費用負担での需要(社会的限界便益)曲線との均衡 S の方が、より多くの財を配分しうる。すなわち、市場による均衡点 Pにおいては、便益に見合った分の需要が達成されないこと、つまり、厚生損失が生じてしまう。同様に、負の外部性を持つ財を「非価値財(demerit goods)」と呼び、供給量を抑えるための政府の介入が正当化される。
- 5) Eecke,W 2003 Adam Smith and Musgrave's concept of merit good, *Journal of Socio-Economics* Vol.31, pp701-720.
 - 6) Hirsh, F "Social Limits to Growth" Routledge, 1995(1976)年.
 - 7) フィリップ・ブラウン/A. H. ハルゼー/ヒュー・ローダー/エイミ・S. ウエルズ『序論：教育と社会の変容』『教育社会学－第三のソリューション』九州大学出版会、2005年、では、教育を「地位財」と考えそこに教育問題を見出している。
 - 8) Swift, A "Political Philosophy: A Beginners' Guide for Students and Politicians", Polity, 2006, p106.
 - 9) H・A サイモン 佐々木恒男・吉原正彦訳『意思決定と合理性』文眞堂、1987年。
 - 10) H・A サイモン『システムの科学』パーソナルメディア、1987年。
 - 11) 例えは E・ラムスセン 細江 守紀, 有定 愛展, 村田 省三 訳『ゲームと情報の経済分析 II』九州大学出版会、1993年、では、不完全な情報下での契約の例として、スクリーニング理論やシグナリング理論がゲーム理論によって解説されている。
 - 12) 埼玉県教育局義務教育指導課「今後の進路指導・キャリア教育の充実方策について」平成18年11月9日。
 - 13) 埼玉県議会平成17年2月一般質問 藤本正人議員発言。
 - 14) 文部省事務次官通知「高等学校の入学者選抜について(通知)」(文初高第243号 平成5年2月22日)には、「高等学校は、業者テストの実施者はもとより、学習塾に対しても資料の提供を求めたり、保護者や生徒から業者テストの偏差値等を求めたりするようなこともあるはずはならず、併せて直ちに改善すること」との記述がある。
 - 15) 埼玉県議会平成14年2月一般質問 畠山清彦議員発言。
 - 16) 文部科学省『平成18年度学校基本調査』。さらに埼玉県教育委員会「平成18年3月中学校卒業予定者の進路希望状況調査」(平成17年12月15日現在)によれば、そのうちの98.5%にあたる62,315名が高等学校等への進学を希望していた。
 - 17) 北辰図書ホームページ(<http://www.hokushin-t.jp/>)2006/11/23現在
 - 18) 業者テストの弊害については、松本幸夫『業者テスト』はやめられるか』民衆社、1993年。
 - 19) 2007年7月31日実施。
 - 20) 近隣他県でも、面接のみの受験を行おうとした私立中学校に対して学習塾が生徒の受験をさせないといって圧力をかけてくることがあるという。
 - 21) 規模の経済性は、財の供給量が増えるほどその配分が効率的になる性質を言う。テストは、受験する人が増えるほど一人当たりのコストは低くなると考えられるので、規模の経済性の高い財であると考えられる。
 - 22) 竹内克好『なぜ私は業者テストをやめさせたのか』ごま書房、1993年。
 - 23) Tooley, J 1998 The Neo-liberal' Critique of State Intervention in Education: A Reply to Winch', *Journal of Philosophy of Education*, Vol.32. No.2.
 - 24) Winch, C 1998 Markets, Educational Opportunities and Education: Reply to Tooley' *Journal of Philosophy of Education*, Vol.32, No.3
 - 25) 機会費用は、もしそれを選んでいなければ得られたであろう利益のうち、最大のものを言う。
 - 26) さらに武藤正義氏は、競争主義によって新たな均衡が生まれた場合、常に元の均衡に比べ非効率であることを証明している。武藤正義「競争主義の非効率性：ゲーム理論による裏づけ」第43回数理社会学会大会(九州大学)2007年3月3-4日。
 - 27) 宮寺晃夫『教育の分配論』勁草書房、2006年。
初出は宮寺晃夫2004「規制緩和」後の国家／市場と教育一配分主体の特定化をめぐって』『教育学研究』第71巻第2号。
 - 28) Adnett, N and Davies, P 2002 Education as a Positional Good: Implications for Market-Based Reforms of State Schooling' *British Journal of Educational Studies* Vol.50, No.2 June 2002, pp189-205. p190.
 - 29) 組織均衡についてバーナード・サイモン理論によれば、組織が存在し続けるためには成員による貢献が十分にあって、その貢献を引き出すほどの量の誘因を組織が供与している場合である。(J・G マーチ/H・A サイモン 土屋守章訳『オーガニゼーションズ』ダイヤモンド社、128頁。)